

様式第十二号(第二十四条関係)

9.0cm

(表)
11.0cm

第 号 年 月 日 発行

写 真

官 職
氏 名
生 年 月 日

指定種苗検査職員
の身分証明書

農林水産大臣(地
方農政局長)印又
は都道府県知事印

種苗法 (抄)

(種苗管理センター又は家畜改良センターによる指定種苗の集取)

第六十三条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、農林水産省令で定める区分により、種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センター(以下「家畜改良センター」という。)に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させることができる。ただし、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の場合において種苗業者の要求があつたときは、同項の規定により集取をする種苗管理センター又は家畜改良センターの職員は、その身分を示す証明書を提示しなければならない。

(虚偽届出等の罪)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 正当な理由がないのに第六十二条第一項又は第六十三条第一項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 (略)

種苗法施行令 (抄)

(都道府県が処理する事務)

第六条 (略)

2 法第六十二条及び第六十五条に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆の種苗に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、種苗の流通の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務(広域種苗業者に関するものに限る。)を行うことを妨げない。

3・4 (略)

(備考) 中央点線の所から二つ折りとすること。